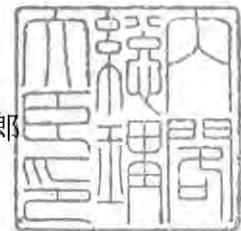




消制度第 216 号
平成 30 年 1 月 15 日

消費者委員会
委員長 高 巖 殿

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎



諮 問 書

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）第 6 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、下記の事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）について、同法の施行状況を踏まえ、事業者におけるコンプライアンス経営、国民の安全・安心の確保に向けた取組の重要性の高まりを始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、公益通報者の保護及び国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図るため、規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策を検討すること。

以上

